

(平成28年9月14日提出)

平成28年9月議会定例会議案
(追加その2)

新 潟 市

議案第 99 号

新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により，新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成 28 年 9 月 14 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「加茂市・田上町消防衛生組合」を「加茂市・田上町消防衛生保育組合」に改める。

別表第 2 の 6 の項中「新発田地域老人福祉保健事務組合」の次に「、加茂市・田上町消防衛生保育組合」を加え，同表 13 の項及び 14 の項中「加茂市・田上町消防衛生組合」を「加茂市・田上町消防衛生保育組合」に改める。

附 則

この規約は，総務大臣の許可の日から施行する。